防犯パトロール隊規約

（目的）

第１条 諸種の犯罪が多発する状況に鑑み、生活場面に於いても、防犯意識の高揚と併せ、犯罪を未然に防ぐ具体的行動を起し、持って「安心して暮らせる社会」を築くことに資することを目的として防犯パトロール隊を結成する。

（名称及び事務所）

第２条 この隊は「　　　　　　　　　自主防犯パトロール隊」と称し、事務所を　　　　　　　に置く。

（結成月日）

第３条 結成月日は、令和　　年　　月　　日とし、実行開始前に、別途結団式を設け、以後実施に移す。

（活動内容）

第４条

（１） 当面は、人数は１回当たり　　名から　　名程度とし、日中に行うこととする。

（２） 実施回数は週に　　回程度とし、参加人員の増減によって回数の調整を行う。

（３） 実施場所は自治会管内の道路を対象にし、適宜コースを決定し行う。

（４） パトロール時の装備は、原則として所定のベスト、腕章を着用し、のぼり旗を携行する。また、適宜ハンドマイク、メガホン等による警戒注意の発生行動を行う。